第７号様式（第５条関係）



令和５年　５月30日

（あて先）浜松市議会議長

会　派　名　浜松市議会　公明党

報告者

代表者氏名　代表　松下　正行 [redacted]

政務活動費収支報告書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第９条の規定により別紙のとおり令和５年度４月分政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名　　浜松市議会　公明党

令和　5　年度（4月分）

1　収　　入

政務活動費　　750,000 円　（ただし、預金利息　　0 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	7,289	市内及び近接地の旅費
研修費	407	市内及び近接地の旅費
広報費	0	
広聴費	11,359	市内及び近接地の旅費
要請・陳情活動費	0	
会議費	7,511	市内及び近接地の旅費
資料作成費	11,880	輪転機リース代
資料購入費	26,683	新聞代、購読代
人件費	182,879	雇用職員給与、社保料、労働保険料
事務所費	11,388	コピー代他
合計	259,396	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　490,604 円

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.5.2	調査研究費	幸田惠里子	4月分市内及び近接地旅費		814
R5.5.2	調査研究費	丸　英之	4月分市内及び近接地旅費		888
R5.5.8	調査研究費	松下正行	4月分市内及び近接地旅費		5,587
	調査研究費 集計			0	7,289

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.5.1	研修費	黒田　豊	4月分市内及び近接地旅費		407
	研修費 集計			0	407

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.5.1	広聴費	黒田　豊	4月分市内及び近接地旅費		2,849
R5.5.2	広聴費	幸田惠里子	4月分市内及び近接地旅費		3,404
R5.5.2	広聴費	丸　英之	4月分市内及び近接地旅費		1,036
R5.5.2	広聴費	山崎とし子	4月分市内及び近接地旅費		4,070
	広聴費 集計			0	11,359

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.5.1	会議費	黒田　豊	4月分市内及び近接地旅費		1,591
R5.5.2	会議費	幸田惠里子	4月分市内及び近接地旅費		2,960
R5.5.2	会議費	丸　英之	4月分市内及び近接地旅費		296
R5.5.2	会議費	山崎とし子	4月分市内及び近接地旅費		1,554
R5.5.8	会議費	松下正行	4月分市内及び近接地旅費		1,110
	会議費 集計			0	7,511

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.4.27	資料作成費	三菱HCビジネスリース	4月分輸転機リース料		11,880
	資料作成費 集計			0	11,880

（様式７）

支　払　証　明　書

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	1	8	8	0

但し　　輪転機リース料（令和５年４月分）　　として

支払先　　三菱ＨＣビジネスリース

※別添、領収証有り

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和５年４月27日

会　派　名　　浜松市議会　公明党[redacted]

代　表　者　　松下　正行[redacted]

No.62951

発行日　2023 年 5 月 10 日

◇　領 収 証　◇

浜松市議会公明党　御中

ご契約番号 ： [redacted]

ご契約者名 ： 浜松市議会公明党

￥11,880－

（税抜き　￥11,000－）

（8%対象￥11,000－）

但　2023 年 4 月分リース料として

2023 年 4 月 27 日上記金額正に領収いたしました

三菱 HC ビジネスリース　株式会社

東京都港区西新橋一丁目[redacted]西新橋スクエア

発 行 部 署 名	検 印	担 当 印
カスタマーセンター	[redacted]	[redacted]

※金額を訂正したもの及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

Ver.2021.10

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.4.18	資料購入費	イマジン出版株式会社	4月分購読料		5,060
R5.4.21	資料購入費	有限会社太田新聞店	4月分新聞代		4,400
R5.4.21	資料購入費	株式会社時事通信社	4月分モニタ代		4,135
R5.4.27	資料購入費	株式会社ぎょうせい	4月分購読料		1,188
R5.4.28	資料購入費	読売新聞浜松西部販売所	4月分新聞代		11,900
	資料購入費 集計			0	26,683

（様式７）

支　払　証　明　書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金　額				¥	5	0	6	0

但し　　D－File　4月分購読料　　として

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100					6	通常払込料金加入者負担						
			3	4	7	4	9						
加入者名	イマジン出版株式会社												
金額	千	百	十	万	千	百	十	円					
				¥	4	9	5	0					
ご依頼人	静岡県浜松市中区元城町103-2 浜松市議会　公明党 様 様												
料金													
備考	現金払 (23351)												

日附印
N94170002
05-04-18
浜松元目
郵便局
料金
110円

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

支払先　イマジン出版株式会社
年間購読料　　4，950円
手数料　　110円
合　計　　5，060円

※受領証添付有り
手数料に関する資料添付

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和５年　４月　18日

会　派　名　　浜松市議会　公明党
代　表　者　　松下　正行　[redacted]

（様式７）

〈別紙　領収書添付欄　１〉

No.

領収証

浜松市議会 公明党 様

金額 ¥4,950※

但 自治体情報誌ディーファイル 2023年4月発行号 ご購入として

2023年 4月 18日 上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等(　%)

〒112-0013 東京[redacted]1-5-8

イマジン出版株式会社[redacted]

代表取締役 片[redacted]三[redacted]

No. 45226

納品書

2023年03月06日　頁 1

浜松市議会 公明党 様

15319

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社
〒[redacted]
代表取締役 [redacted]岡幸三
東京都文京区[redacted]1-5-8
TEL 03-[redacted]2520
FAX 03-3942-2623

行	商品名	部数	定価		合計金額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475		4,950
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
摘要	合計	2			4,950

請求書

No. 45226

2023年03月06日　頁 1

浜松市議会 公明党 様

15319

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社
〒[redacted]
代表取締役 [redacted]岡幸三
東京都文京区[redacted]1-5-8
TEL 03-[redacted]2520
FAX 03-3942-2623

行	商品名	部数	定価		合計金額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475		4,950
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
摘要	合計	2			4,950

振込口座 ミズホ銀行エトガワバシ(フ)1327831イマジンシュツパンカ

お知らせ

商品・サービス

2021年07月02日
一部商品・サービスの料金新設・改定について（新設・改定後の料金）

各種払込みサービスを現金で利用する場合の料金加算

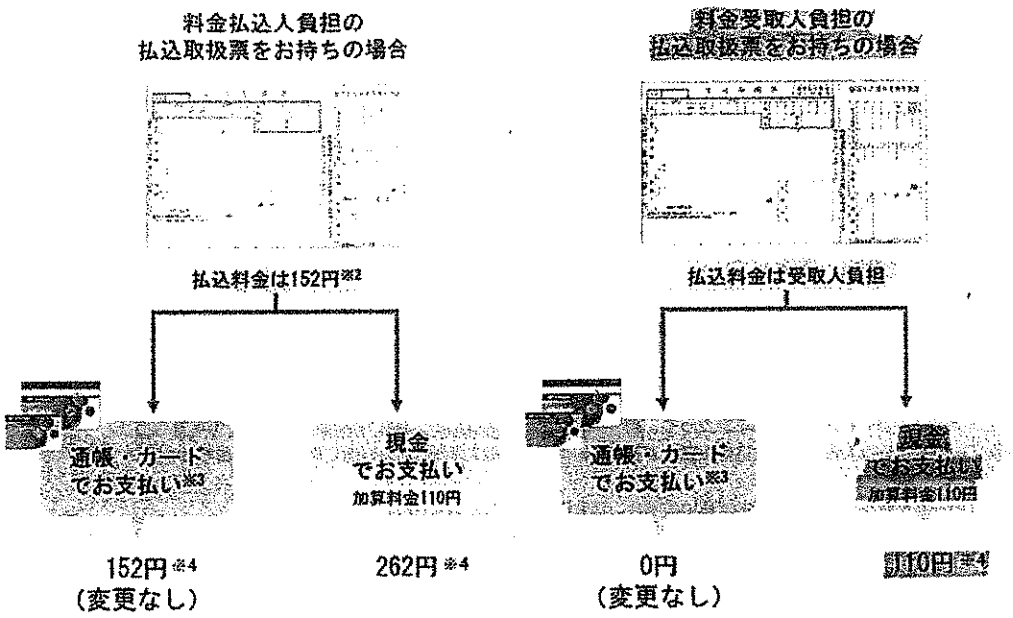
よくあるご質問はこちら

窓口やATMにおける各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算されます。
「払込料金加入者負担」（料金受取人負担）の払込取扱票による払込みなど、受取人様が払込み料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。
通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、料金に変更はございません。

<対象サービス>
通常払込み、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、電信払込み

（税込）

取扱内容					口座から（通帳・カードをご利用）	現金（加算料金を含みます）
通常払込み	料金払込人負担	一般・ＤＴ帳票	窓口	5万円未満	203円	313円
				5万円以上	417円	527円
			ATM	5万円未満	152円	262円
				5万円以上	366円	476円
		振替ＭＴサービス	窓口	5万円未満	122円	232円
				5万円以上	336円	446円
			ATM	5万円未満	71円	181円
				5万円以上	285円	395円
		公庫等		窓口	30円	140円
				ATM	30円	140円
		公共料金	窓口	5万円未満	30円	140円
				5万円以上	254円	364円
			ATM	5万円未満	30円	140円
				5万円以上	254円	364円
	料金受取人負担	一律			0円	110円



※1 駅・ショッピングセンター・ファミリーマート等に設置しているATMでは、払込書による払込みはお取り扱いできません。

※2 公共料金や公庫等への払込みなど、払込みの種別によっては、料金が異なる場合があります。

※3 ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードが必要です。
また、ATMでの通帳のご利用にはキャッシュカードのお申し込みが必要です。

※4 料金は税込です。

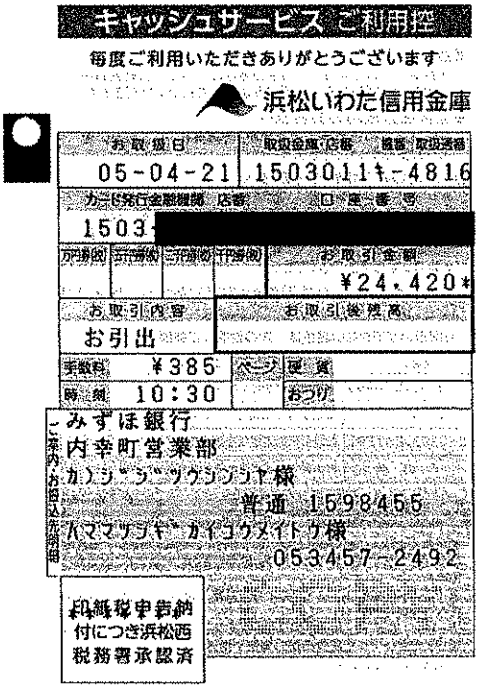
（様式７）

支　払　証　明　書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金　額				¥	4	1	3	5

但し　　時事行財政情報　モニタ（令和５年４月から令和５年９月）の内、
令和５年４月からの１ヶ月分　　として

内訳　　６ヶ月分24,420円＋手数料385円÷６ヶ月＝4,135円（小数点以下切り上げ）
令和５年４月分＝4,135円


キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
お取扱日 05-04-21
取扱金融店番 1503
[redacted]
お取引金額 ¥24,420*
お取引内容 お引出
手数料 ¥385
時刻 10:30
みずほ銀行
内幸町営業部
カ）ジ゛ツウシンシャ様
普通 1598455
ハママツシキ゛カイコウメイトウ様
053457-2492
郵便局収納
付につき浜松西
税務署承認済

支払先　　株式会社　時事通信社
※請求書、領収書添付有り

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。
令和５年　４月　21日

会　派　名　　浜松市議会　公[redacted]
代　表　者　　松下　正[redacted]

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町１０３－２

浜松市議会
公明党　　御中

お客様番号 [redacted]

請求書

浜松市議会
公明党　　様

請求日
請求金額　24,420円
（消費税等　2,220 円を含む）
請求番号　4024304

請求期間　令和 5年 4月 1日~令和 5年 9月 30日
（支払期日　令和 5年 4月30日）

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局　(TEL:053-453-4335)

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
JAMP（時事行財政情報ﾓﾆﾀ）	浜松市議会 公明党	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】		22,200
			【消費税等】		2,220

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 [redacted]　連絡先　03-3524-6081
事務担当者 [redacted]　連絡先　03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼｬ」です。

○ みずほ銀行	内幸町営業部	普通	1598455
三井住友銀行	日比谷	普通	0930051
三菱ＵＦＪ銀行	虎ノ門	普通	2043260
りそな銀行	虎ノ門	普通	2071079
横浜銀行	新橋	普通	0125917

〒10[redacted]
東京[redacted]目１５番８号
株式会社時事通信[redacted]
代[redacted]　克彦[redacted]
電[redacted]　番代
(適格[redacted]号：T7010001018703

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町１０３－２

浜松市議会
公明党　　御中

お客様番号 [redacted]

領収証

浜松市議会
公明党　　様

領収日
領収金額　24,420円
（消費税等　2,220 円を含む）
領収番号　4024304

期　間　令和 5年 4月 1日~令和 5年 9月 30日

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局　(TEL:053-453-4335)

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	領収金額
JAMP（時事行財政情報モニタ）	浜松市議会 公明党	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】		22,200
			【消費税等】		2,220

上記の通り領収いたしました。

〒10[redacted]
東京[redacted]目１５番８号
株式会社[redacted]通信
代[redacted]克彦
電[redacted]番代

領　収　書

営業所 第1課　　区域 鹿　谷

浜松市議会公明党　様

2023年 4月分　11,900円

2023年 4月28日 正に領収いたしました

新聞名	部数	金額	摘要
読売新聞　朝刊	1	3,700	
日本経済新聞　セ	1	4,900	
静岡新聞	1	3,300	

【個人情報の取り扱いについて】

2023年額絵シリーズ
ディズニー100 コレクション
アルバム　¥1700(税込)
アクリルフレーム ¥1600(税込)
注文承ります

まいど ありがとう ございます

暮らしの情報と話題をお届けします
(株)読売新聞浜松西部販売所
代表取締役 前畑俊光
〒432-8002 浜松市中区高塚町4702-18 TEL 053-455-2008

領収印 [redacted]

領　収　証

浜松市役所
市議会 公明党 様

令和 5年 4月分
お問合せNo. 1944
(3) 24,00集金
(8% 4,400円)
(10% 0円)

銘柄(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額 4,400円

R5.4.21

領収書の住所、名前、電話番号 間違い変更 ありましたらお知らせ下さい。
地方、都市銀行、カード 購読料引落し可能です。集金時お問合せ下さい！

中日ニュースセンター山手ステーション
有限会社 太田新聞店
〒432-8018 浜松市中区蜆塚[redacted]
TEL456-9700 FAX456-[redacted]

（様式７）

支　払　証　明　書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金　額				¥	1	1	8	8

但し　　ガバナンス年間購読料（令和５年４月から令和６年３月）の内、
令和５年４月からの１ヶ月分　　として

内訳　　年間購読料　14,256円÷12ヶ月＝1,188円
令和５年４月分＝1,188円

支払先　　株式会社ぎょうせい
※請求書、領収書添付有り

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。
令和５年　４月　27日

会　派　名　　浜松市議会　公明党
代　表　者　　松下　正行　[redacted]

請　求　書

浜松市議会
公明党　　様　令和　5年　4月　3日

東京都江東区新木場1丁目18番11号（〒136-8575）
株式会社ぎょうせい
代表取締役
社　長　成吉 [redacted]

下記のとおりご請求いたします。

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。（10%）　（0450-0049359）

ご請求額	お得意様No.（請求No.）
¥14,256.-	[redacted]（304064726）

お支払は令和　5年　5月　31日までにお願いします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」2023年 4月号～2024年 3月号	購読料	1	14256	14256	

（振込先）　みずほ銀行東京営業部　（001）
普通預金 4913720 カ）キヨウセイ
（要打電項目）　304064726　ハママツシキカイ コウメイトウ

N　01230017107
（　965）

E

振込金受領証

（金融機関・コンビニエンスストア等用）

払込人氏名	浜松市議会公明党　様
お問い合わせ番号	500196472
金額	14,256
内消費税額	1,296
受取人	株式会社ぎょうせい
振込先	みずほ銀行東京営業部 普通4913720 カ）キヨウセイ
受領印	収入印紙貼付欄（CVS等取扱用）[redacted]

ゆうちょ銀行口座からお振込の場合は左側の2点だけをお申しください。

（お客様控）

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.4.20	人件費	[redacted]	4月分給与		154,723
R5.4.20	人件費		労働保険個人負担分預り金	26,331	
R5.4.20	人件費		4月分労働保険料		3,349
R5.5.29	人件費	浜松西年金事務所	4月分社保料		51,138
	人件費 集計			26,331	209,210

雇用通知書

令和５年４月１日

[redacted] 様

会派名　浜松市議会公明党
代表者　代表　松下 正行 [redacted]

あなたを次の条件により、雇用します。

雇用期間	令和５年４月１日～令和５年４月30日
勤務場所	浜松市役所内公明党議員控室
職務内容	議員の政務活動研究補助
勤務時間	月曜日～金曜日まで午前8時30分～午後5時15分 （うち休憩時間 45 分） 所定時間外労働　有
週休日	日曜日・土曜日・12/29～1/3
休日	祝日法に定める休日
休暇	(1)年次有給休暇　有　別に定める (2)特別休暇　有
賃金	月額174,950円（基本給164,950円　勤勉手当10,000円） ※通勤費として別途5,760円支給 (1ヶ月の出勤日が10日以内の場合は通勤費の50/100を支給) 支給日　毎月20日(その日が週休日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日とする。)

その他、当該通知書にて定めていないことについては、就業規則による。

令和5年1月～ 令和5年12月

会派名	浜松市議会　公明党	職員出勤簿	職名	氏　名	届出印鑑

日別 / 月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4	休	休	[redacted]	2H早退	2H早退	半休	[redacted]	休	休	[redacted]	2H早退	[redacted]	半休	[redacted]	休	休	[redacted]		全休	2H早退	[redacted]	休	休	[redacted]	2H早退	全休	[redacted]		休	休	
5			休	休	休	休	休						休	休						休	休						休	休			
6			休	休						休	休						休	休						休	休						
7	休	休						休	休						休	休	休					休	休					休	休		
8					休	休					休	休	休						休	休					休	休					
9		休	休						休	休						休	休	休					休	休					休		
10	休						休	休	休					休	休						休	休					休	休			
11			休	休	休						休	休						休	休				休		休	休					
12		休	休						休	休						休	休						休	休					休	休	休

領　収　書

受給者氏名 [redacted]

年月日	支給額	時間外手当	健康保険	厚生保険	雇用保険	差引支給額	受領印
令和4年4月20日	180,710	344	8,775	16,470	1,086	154,723	[redacted]
合計	180,710	344	8,775	16,470	1,086	154,723	

（様式７）

支　払　証　明　書

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	3	3	4	9

但し　　令和５年４月分　労働保険料　　として

内訳

・雇用保険率

事業主負担　181,054円×9.5／1,000＝1,720円（円未満切り捨て）

労働者負担　181,054円×６／1,000＝1,086円　（円未満切り捨て）

1,720円＋1,086円＝2,806円・・・①

・労災保険率　181,054円×3／1,000＝543円（円未満切り捨て）・・・②

①＋②＝３，３４９円

※181,054円 → 総支給額＋時間外手当
（領収書に記載）

支払先　　静岡労働局

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和５年　４月　20日

会　派　名　　浜松市議会　公明党

代　表　者　　松下　正行　[redacted]

令和４年度版

労災保険率表（令和4年4月1日現在）

事業の種類	番号	業種	令和4年度の率
林業	02又は03	林業	60/1,000
海業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1,000
	55	めっき業	7/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6.5/1,000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	74	港湾荷役業	13/1,000
電気、ガス、水道、又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	47/1,000

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○基本給・固定給等基本賃金 ○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○奨励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞　与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当（労働基準法第26条の規定に基づくもの） ○雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ○住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ○いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの）	○休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの） ○結婚祝金 ○死亡弔慰金 ○災害見舞金 ○増資記念品代 ○私傷病見舞金 ○解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ○年功慰労金 ○出張旅費・宿泊費・赴任手当等（実費弁償的なもの） ○制　服 ○会社が全額負担する生命保険の掛金 ○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ○創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ○チップ（客仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ○住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ○退職金（退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

R5年4月～変更

雇用保険率表（令和4年4月1日現在）

事業の種類	令和3年度（確定保険料の計算に使用）			令和4年度（概算保険料の計算に使用）					
				適用期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）			適用期間（令和4年10月1日～令和5年3月31日）		
	①被保険者負担率	②事業主負担率	①+②保険率	③被保険者負担率	④事業主負担率	③+④保険率	⑤被保険者負担率	⑥事業主負担率	⑤+⑥保険率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産※2 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

※1　令和４年度の雇用保険率については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、上記のとおり改正される予定です。
※2　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

令和４年度の労働保険料等の申告・納付は７月11日までに

○年度更新とは

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険料は年度ごとに、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになっているため、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくことになります。

この手続きを「年度更新」といいます。

○令和４年度の年度更新期間

６月１日（水）～７月11日（月）までとなります。

＊期限までに保険料の申告・納付を行わないと追徴金や延滞金を徴収されることがあります。

○労働保険料の算出方法

労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

［全ての労働者に支払った賃金の額（賃金総額）※１×保険料率］

※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料の申告・納付に当たっては、次の事項に留意してください。

保険料等算定に当たっての留意事項

＝労働者＝

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

○雇用保険の対象とならない労働者について

労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等雇用形態にかかわらず、原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、雇用保険の被保険者に該当しないので、雇用保険に係る保険料の算定基礎額から除外されます。

・１週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上の雇用見込みがない者（65歳以上の複数就業者であって雇用保険法第37条の５により被保険者となった場合を除く）
・昼間学生
・４ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
・日雇労働被保険者とならない日雇労働者
・国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を超える者

○法人の取締役などの地位にある者の取扱い

原則として労働者には該当しませんが、以下の者は一般的に労働者となります。

・労災保険については、業務執行権のない者で、業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者
・雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有している者で、報酬などの面からみて労働者的性格の強い者

＝賃金総額＝

労働保険料等の算定基礎となる賃金については、表面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労災保険に限り賃金総額の特例が認められています。

＝保険料率（令和４年４月１日現在）＝

保険料率はそれぞれ事業の種類ごとに、労災保険率は54、雇用保険率は３つの区分に分類されて定められています。それぞれの事業の保険料率については、表面「労災保険率表」及び「雇用保険率表」を参照してください。

保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている保険料率が適正であるか否かを確認してください。

また労災保険率のみ、一定規模以上の事業については、労災保険の業務災害に係る保険給付額等に応じて労災保険率を割増・割引する制度（いわゆる「メリット制」）があります。

＝雇用保険の被保険者負担額＝

雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

［（被保険者の賃金総額）×（被保険者負担率※）］

※具体的な率は表面「雇用保険率表」でご確認ください。

被保険者負担分の雇用保険料額に１円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

・被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合
　50銭以下は切り捨て、50銭１厘以上は切り上げとなります。
・被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合
　50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。

＝一般拠出金＝

一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

・一般拠出金の納付は、労働保険の確定保険料の申告に併せて、申告・納付します。
・一般拠出金率は、業種を問わず一律1,000分の0.02です。
・一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増・割引）はありません。
・一般拠出金には、概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。また、延納（分割納付）はできません。

＝保険料の納付（分割納付）＝

保険料の納期限は、原則として７月11日ですが、概算保険料額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのみの保険関係が成立している事業については20万円）以上で、延納（分割納付）を申請した場合には、３期に分けて納付することができます。

なお、３期に分けて納付する場合の納期限は以下のとおりです。

	納期限	労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合
１期	令和４年７月11日	令和４年７月11日
２期	令和４年10月31日	令和４年11月14日
３期	令和５年１月31日	令和５年２月14日

＝口座振替納付＝

口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

	振替日
全期（延納しない場合） １期（延納する場合）	令和４年９月６日
２期	令和４年11月14日
３期	令和５年２月14日

年度更新期間内に保険料等の申告がないと、全期・１期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、留意してください。

※申告・納付期日である令和４年７月11日（月）は、都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕を持った申告・納付をお願いします。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

令和5年度の雇用保険料率のお知らせ

令和５年度（令和５年4月１日～令和６年3月31日）の雇用保険料率は、下記の表のとおりです。

	❶労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	❷事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	❶+❷ 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

その他のお知らせ

● **雇用保険手続の届出に必ず法人番号及び個人番号の記載をお願いします。**

◇法人番号が必要な届出については、法人番号の記載をお願いします。個人番号の記載が必要な申請・届出のほか、まだハローワークに個人番号の届出がない被保険者に係る各種申請・届出の際に、個人番号の届出をお願いします。

詳細はこちら　雇用保険 マイナンバー　検索

● **雇用保険手続は電子申請が便利です。**

◇電子申請なら、オフィスや出先のPCなどいつでもどこからでも申請ができます。
◇移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
◇無料で取得可能なGビズID※を利用すれば、電子申請に費用はかかりません。
◇雇用保険に関する一部の手続を特定の法人が行う場合、令和2年4月以降に開始される各法人の事業年度から、電子申請により行うことが義務付けられています。

※GビズIDとは、１つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

電子申請についてはこちら　雇用保険 電子申請　検索

GビズIDについてはこちら　GビズID　検索

電子申請義務化についてはこちら　雇用保険 電子申請義務化　検索

● **育児休業給付について**

◇令和４年10月から育児・介護休業法の改正により、育児休業の２回までの分割取得と、産後パパ育休（出生時育児休業）の制度が施行されました。これに伴い、育児休業給付についても分割取得に対応した育児休業給付金と出生時育児休業に対応した出生時育児休業給付金が支給されます。詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。

詳細はこちら　雇用保険 育児休業給付　検索

● **高年齢雇用継続給付について**

◇令和7年度から新たに60歳となる方について、高年齢雇用継続給付の給付率が引き下げ（15%→10%）となります。これに併せ、令和３年度から60歳から64歳までの労働者の処遇を改善する企業の取組を支援する「高年齢労働者処遇改善促進助成金」があります。活用をご検討の際は、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。

詳細はこちら　雇用保険 高年齢雇用継続給付改正　検索

OPEN

郵便はがき

銀座局
料金後納郵便

430-0946

浜松市中区元城町　１０３－２

浜松市議会公明党　御中

[redacted]

事業主の皆様へ　厚生労働省から

「雇用保険」に関するお知らせです

「雇用保険適用窓口」来所の受付終了時間は16:00です。
～便利な電子申請をご利用ください～

〒100－8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課適用係

このはがきにお心あたりのない方へ

大変お手数をおかけしますが、最寄りのハローワークにご連絡いただくか、はがき表面に大きく**「あて所に尋ねあたりません」**と書いて最寄りの郵便局へお届け、またはポストに投函ください。よろしくお願いします。

OPEN

納入告知書　納付書＊領収証書

国庫金　厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
5	0343	6375	00064160	厚生労働省年金局（浜松西　）

Pay-easy

納付目的年月　令和 5年 4月分

納付期限　令和 5年 5月31日　右記のとおり納付してください。
令和 5年 5月19日

健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
17550円	32940円	648円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
[redacted]		円

収納機関番号	納付番号	確認番号
[redacted]		

証券受領　全部　一部

合計額
¥5,113,838

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

浜松西　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
（健康保険法第181条、同法施行令第3条、厚生年金保険法第87条、同法施行令第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　公明党　様
[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

浜松信用金庫 収支済 5.5.29

翌年度5月1日以降現年度繰入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の領収印がこの領収証書に表示されることはありません。
この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

	科　目	相 手 先	摘　　要	収入	支出
R5.4.27	事務所費	リコーリース株式会社	4月分コピー機契約料		2,277
R5.5.10	事務所費	株式会社成文堂	4月分コピー代		4,290
R5.5.26	事務所費	UQ WiMAX	4月分サービス利用料		4,821
	事務所費 集計			0	11,388

浜松市議会　公明党　御中

発行日　2023年05月02日

領収証番号　0000000491

領　収　証

リコーリース株式会社
[redacted]
東京都千代田区紀尾井町4－1

日々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領　収　日	2023年　4月27日
領　収　額	2，277　円

印紙税申告納付につき題町税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	浜松磐田信用金庫 [redacted] [redacted]　口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「＊＊＊」と表示しています。 ハママツシキﾝｶｲ　コウメイトウ　ﾀﾞｲﾋｮｳ　マツシタ　マサユキ

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
[redacted]	23．4．1～23．4．30	2	2070	207

続きは裏面をご覧ください。

S.B.D

領　収　証

G No 035861

令和5年5月10日

浜松市議会　公明党　様

金額				¥	4	2	9	0	円

但し　4月分コピー代

(現金)、振込、小切手、相殺、手形(　　)

上記の通り領収致しました

浜松市南区卸本町96番地

株式会社 成立

[redacted]

電話 浜松〈053〉441－2161㈹

所属長	扱　者
[redacted]	[redacted]

18.09. 3×50×200

（様式７）

支　払　証　明　書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金　額				￥	4	8	2	1

但し　会派を代表して丸 英之が契約　４月分UQ　WiMAXサービス利用料　として
（口座より引き落とし）

内訳　　別添、資料有り

支払先　　UQ　WiMAX

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和５年５月26日

会　派　名　　浜松市議会　公明党

代　表　者　　松下　正行 [redacted]

UQ WiMAX

my UQ WiMAX

my UQ WiMAX ID : [redacted] 前回ログイン日時 : 2023/04/11 11:46:47

ログアウト

トップ | ¥ 料金案内 | ご契約内容 | パスワード変更 | UQエンタメマーケット | ご契約書面

請求金額照会（詳細）

請求金額の詳細となります。
※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

2023年5月ご請求金額（2023年4月ご利用金額）

ご利用内容	内訳金額（円）	備考
代表契約：[redacted]	4,821	
U102004780ご利用分	4,821	プラン契約期間２１ヶ月目
フラット２＋　ギガ放題　基本料	4,880	４／１～４／３０
長期利用割引キャンペーン	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
電話リレーサービス料	1	
消費税	438	
【ご請求金額】	4,821	

‹　戻る

‹　キャンセル

料金案内　請求金額照会　ご利用金額照会　通信量照会

（様式１）市内及び近接地の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　公明党　　代表:　松下　正行　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内及び近接地の旅費を申請します。

申請額	4,847円	氏　名	黒田 [redacted]

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 1 日　会派名　公明党　代表者名　松下　正行

申請額内訳	調査研究費	0円	研修費	407円	広報費	0円	広聴費	2,849円	要請・陳情費	0円	会議費	591円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
17	会派会議（会派人事・質問等の件）	自宅～市役所～自宅	会議	11	407					
18	市民相談（道路冠水の件）	自宅～増楽町	広聴	7	259					13:30～
	ペット議連会議（動物愛護教育センターの課題等について）	増楽町～市役所～自宅	会議	11	407					15:30～
19	市民相談（側溝修繕の件）	自宅～米津町～自宅	広聴	4	148					
20	産業部長から聞き取り（まちなか活性化について）	自宅～市役所～自宅	研修	11	407					
21	南土木整備事務所（市民からの要望について）	自宅～南土木整備事務所	広聴	8	296					10:00～
	企業経営者から要望（街中の活性化について）	南土木整備事務所～曳馬4丁目～市役所～自宅	広聴	13	481					11:30～
24	市民相談（草刈りについて）	自宅～河輪町～自宅	広聴	17	629					
25	企業経営者から要望（街中の活性化について）	自宅～都盛町	広聴	7	259					9:00～
	市民相談（里帰り出産について）	都盛町～新橋町	広聴	7	259					9:30～
	会派会議（雇用職員の待遇について）	新橋町～市役所～自宅	会議	10	370					14:00～
27	市民相談（道路の新設について）	自宅～増楽町～自宅	広聴	14	518					
28	ペット議連会議（動物愛護教育センターの課題等について）	自宅～市役所～自宅	会議	11	407					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
				0	0					
合　計				131	4,847	0	0	0	0	

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内及び近接地の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会公明党　　代表者名　松下正行　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内及び近接地の旅費を申請します。

申請額	7,178円	氏名	幸田 恵里子

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日　会派名　浜松市議会公明党　代表者名　松下正行

[redacted]

申請額内訳	調査研究費	814円	研修費		広報費		広聴費	3,404円	要請・陳情費		会議費	2,960円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
11	交通事故危険場所の現地確認	自宅ー向宿町ー自宅	調査	22	814					
12	水害被害状況を市民から意見聴取	自宅ー向宿町ー自宅	広聴	22	814					
14	生活相談で市民からの意見聴取	自宅ー泉町ー自宅	広聴	13	481					
17	会派会議（会派人事・質問等の件）	自宅ー市役所ー自宅	会議	20	740					
18	ペット議連会議（愛護センターの課題）	自宅ー市役所ー自宅	会議	20	740					
21	交通安全推進課からの意見聴取	自宅ー市役所ー自宅	広聴	20	740					
24	議会運営対する会派会議	自宅ー市役所ー自宅	会議	20	740					
25	会派会議（雇用職員の待遇について）	自宅ー市役所ー自宅	会議	20	740					
27	市民からの意見聴取（科学物質過敏症）	自宅ー早出町ー自宅	広聴	17	629					
28	ペット議連会議（愛護センター当局と課題確認）	自宅ー市役所ー自宅	広聴	20	740					
合計				194	7,178					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　公明党　　代表者名　松下　正行　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	2,220円

氏　名	丸　英之

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日　会派名　公明党　代表者名　松下　正行

申請額内訳	調査研究費	888円	研修費		広報費		広聴費	1,036円	要請・陳情費		会議費	296円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
13	津波避難ビル視察、現地調査	自宅～新橋町～自宅	調査	17	629					
14	富塚・和合地区通学路安全確認調査	自宅～富塚・和合町～自宅	広聴	9	333					
17	令和5年度政策にたいする会派意見調整会議	自宅～市役所～自宅	会議	4	148					
18	ごみ等不法投棄に対する公園環境調査	自宅～船越公園～自宅	調査	7	259					
19	蜆塚市民より空家空き地に関する意見聴取	自宅～蜆塚～自宅	広聴	7	259					
24	令和5年度政策にたいする会派意見調整会議	自宅～市役所～自宅	会議	4	148					
25	車椅子障害者のUDに関する要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148					
27	発達支援学級に関する要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148					
28	野球場等に関する意見要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148					
合　計				60	2,220					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 公明党 代表者名 松下正行 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	5,624円	氏 名	山崎とし子

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日 会派名 公明党 代表者名 松下正行 [redacted]

（署名又は記名押印者[redacted]）

申請額内訳	調査研究費		研修費		広報費		広聴費	4,070円	要請・陳情費		会議費	1,554円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
13	河川堤防の整備についての要望聴取	自宅～上石田町～自宅	広聴	9	333					
14	成年後見人制度についての要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	14	518					
19	側溝の安全対策について要望聴取	自宅～中郡町～自宅	広聴	11	407					9:30～
19	側溝の蓋がけ要望聴取	自宅～小池町～自宅	広聴	7	259					17:00～
20	生活困窮について要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592					
21	生活困窮について要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592					
25	生活困窮について要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592					9:30～10:30
26	農業事業者との意見聴取	自宅～浜北区平口～自宅	広聴	12	444					
27	生活費について意見聴取	自宅～笠井新田町～自宅	広聴	9	333					
17	会派会議(会派人事・質問との件)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518					
24	会派会議(議会運営について)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518					
25	会派会議(雇用職員の対応について)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518					14:00～
合 計				152	5,624					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内及び近接地の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会　公明党　　代表者名　松下　正行　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内及び近接地の旅費を申請します。

申請額	6,697円	氏　名	松下正行

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 8 日　会派名　浜松市議会　公明党　代表者名　松下　正行

[redacted]

申請額内訳	調査研究費	5,587円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	1,110円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
10	舞阪乙女園公園の現地調査	自宅～舞阪～自宅	調査	12	444					10:00～
17	人事や質問など政策会議などの会派打合せ	自宅～市役所～自宅	会議	15	555					10:00～
20	道路交差点安全対策や側溝の危険個所の現地調査	自宅～雄踏～舘山寺～自宅	調査	27	999					
21	西山町の市道の危険個所や和地の歩道の今後の計画など現地調査	自宅～雄踏～和地～自宅	調査	35	1,295					
24	議会運営などの会派打合せ	自宅～市役所～自宅	会議	15	555					
25	北区三方原の道路交差点の段差の現地調査	自宅～三方原～自宅	調査	50	1,850					
27	大人見の公園の法面の安全対策の現地調査	自宅～大人見～自宅	調査	27	999					
合　計				181	6,697					